

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること		評価方式	総合・実績・事業	番号	VIII-1-1
歳出予算額（千円）		20年度	21年度	22年度	23年度要求額	
（ 当 初 ）	（一般会計分）	980,997,093	1,003,041,849	1,112,281,291 <15,260,865>	1,210,556,688 <16,212,510>	
	（年金特別会計分）	11,673,620	9,958,786	8,457,791	8,139,268	
（ 補 正 後 ）	（一般会計分）	1,042,828,253	1,154,401,055			
	（年金特別会計分）	6,298,529	5,830,702			
前年度繰越額（千円）	（一般会計分）	5,021,752	7,189,168			
	（年金特別会計分）	0	0			
予備費使用額（千円）	（一般会計分）	0	0			
	（年金特別会計分）	0	0			
流用等増△減額（千円）	（一般会計分）	2,008,417	0			
	（年金特別会計分）	0	0			
歳出予算現額（千円）	（一般会計分）	1,049,858,422 <0>	1,161,590,223 <0>			
	（年金特別会計分）	6,298,529	5,830,702			
支出済歳出額（千円）	（一般会計分）	983,630,623	1,139,074,698			
	（年金特別会計分）	3,519,987	3,687,012			
翌年度繰越額（千円）	（一般会計分）	7,189,168	6,106,201			
	（年金特別会計分）	0	0			
不用額（千円）	（一般会計分）	59,038,631	16,409,323			
	（年金特別会計分）	2,778,142	2,142,797			
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	施策目標：障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること 施策目標に係る指標：・福祉施設入所者の地域生活への移行者数 ・統合失調症の入院患者数 ・一般就労への年間移行者数					
政策評価結果を受けて改善すべき点	-					
評価結果の予算要求等への反映状況	①評価結果を踏まえ、グループホーム・ケアサービスの充実、訪問系サービスの充実、日中活動サービスの充実等を一層推進するため、介護給付・訓練等給付費にかかる予算を拡充して要求することとした。 （継続） ・介護給付・訓練等給付費 （平成23年度概算要求額：645,020百万円〔平成22年度予算額569,073百万円〕） ②評価結果を踏まえ、既存の経営コンサルタント派遣等の事業に加え、工賃水準のさらなる引上げに資するため、 ・工賃引上げに積極的な事業所による好事例の紹介、説明会の開催 ・未着手事業所の職員に対する研修（工賃引上げのための計画作成等を通じた人材養成） ・複数の施設への仕事の分配、品質管理等を一括して行う「共同受注窓口組織」を検討するためのモデル事業を22年度に引き続き実施することとした。 （継続） ・工賃倍増5か年計画支援事業 （平成23年度概算要求額：598百万円〔平成22年度予算額791百万円〕） ③評価結果を踏まえ、市町村、都道府県における地域生活支援事業を推進するために、コミュニケーション支援事業、相談支援事業を含む地域生活支援事業に係る予算を要求することとした。 （継続） ・地域生活支援事業 （平成23年度概算要求額：44,000百万円〔平成22年度予算額44,000百万円〕）					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること					番号	Ⅷ-1-1		(千円)
	予 算 科 目					22年度 当初予算額	23年度 要求額	政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	社会福祉施設整備費	社会福祉施設等施設整備に必要な経費	<11,139,911>	<12,265,000>	0
	A	2	一般	厚生労働本省	障害保健福祉費	障害保健福祉の推進に必要な経費	645,466	1,131,352	0
	A	3	一般	厚生労働本省	障害保健福祉費	障害者の自立支援等に必要な経費	1,064,663,904	1,160,814,425	0
	A	4	一般	厚生労働本省	障害保健福祉費	精神保健事業に必要な経費	33,584,544	35,590,441	0
	A	5	一般	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	国立光明寮の運営に必要な経費	0	0	0
	A	6	一般	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	国立保養所の運営に必要な経費	0	0	0
	A	7	一般	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	国立知的障害児施設の運営に必要な経費	0	0	0
	A	8	一般	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	国立障害者リハビリテーションセンターの運営に必要な経費	2,152,106	2,167,226	0
	A	9	一般	地方厚生局	医療観察等実施費	入院の決定の執行等に必要な経費	137,773	114,299	0
	A	10	年金特別会計	福祉年金勘定	特別障害給付金給付費	特別障害給付金給付費に必要な経費	8,457,791	8,139,268	0
	小計						1,109,641,584 <11,139,911>の内数	1,207,957,011 <12,265,000>の内数	
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般	厚生労働本省	独立行政法人福祉医療機構運営費	独立行政法人福祉医療機構運営費交付金に必要な経費	<4,120,954>	<3,947,510>	0
	B	2	一般	厚生労働本省	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費交付金に必要な経費	2,263,507	2,260,692	0
	B	3	一般	厚生労働本省	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備に必要な経費	291,200	257,985	0
	B	4	一般	厚生労働本省	特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	特別障害給付金給付金の財源の年金特別会計福祉勘定へ繰入に必要な経費	8,542,791	8,220,268	0
	小計						11,097,498 <4,120,954>の内数	10,738,945 <3,947,510>の内数	
合計						1,120,739,082 <15,260,865>の内数	1,218,695,956 <16,212,510>の内数		

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成22年8月

担当部局名:障害保健福祉部

<p>政策名</p>	<p>障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</p>	<p>番号</p>	<p>VIII-1-1</p>
<p>政策の概要</p>	<p>障害者の就労支援の強化や地域生活への移行の推進等を通じ、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(必要性)</p> <p>○ 我が国の障害保健福祉施策では、ノーマライゼーションの理念に基づき、従来の「施設収容型の福祉」から「地域生活の支援」へ向けて、さまざまな改革を行ってきました。特に平成12年の社会福祉基礎構造改革では、「障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活を送れるよう自立を支援すること」という基本理念を示し、その一環として平成15年には措置制度から利用契約制度(支援費制度)を導入しました。</p> <p>○ この支援費制度の導入により、利用者がサービスを選択できる仕組みとなりましたが、利用者の支援の必要性にかかわらず、長期間にわたり同じ施設を利用し続けるなど、本来のサービスが想定している機能と利用者の実態が乖離し、障害者が地域で生活するために必要なサービスが不足している、など、障害者が地域で生活を送ることができるようにするための支援が不十分である状況が見られ、また、多くの障害者が就労を希望する一方で、養護学校(現特別支援学校)の卒業者数の半数以上が福祉施設に通うとともに、就職のために施設を退所する障害者が1%程度にとどまっている、など、就労意欲のある障害者の自立への支援が必ずしもできていない状況も見られました。</p> <p>○ こうした状況を踏まえ、平成18年4月に障害者自立支援法が施行されました。同法は、支援費制度における課題を解決し、障害者の地域での安心した暮らしを支援できるよう、従前の制度について抜本的な改革を行ったものです。</p> <p>特に、グループホーム・ケアホームなどの障害者が地域で生活するために必要な事業や、障害者が自らの能力を存分に発揮し、就労を通じた自立を支援することができるよう、一般就労への移行を支援するための事業を創設するなど新たな課題に対応するための支援を創設するとともに、サービスの地域的な偏在や不足を解消するため、各自治体において平成18年度から3年毎の障害福祉計画を策定することとし、計画的にこれらのサービスの提供基盤の強化を図ることとしました。</p> <p>○ 同法の施行後、各自治体において計画に基づくサービス提供基盤の強化に取り組んできたほか、国においても障害保健福祉関係予算について毎年度着実な伸びを確保するなど、サービスの充実を図ってきました。一方で、利用者負担について軽減を求める意見等がありました。</p> <p>○ こうした中、「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法(仮称)を制定することとされています。この総合的な福祉制度の検討のために、本年4月に障がい者制度改革推進会議の下に総合福祉部会を設置し、検討を開始したところ。*</p> <p>※新たな総合的な制度は遅くとも平成25年8月までに施行することとなり、それまでの間は、引き続き「障害者自立支援法」に基づき、障害者の地域での安心した暮らしを支援するための施策を講じる必要があります。</p> <p>(効率性)</p> <p>○ 障害者自立支援法におけるサービスについては、市町村及び都道府県が障害福祉計画を策定し(障害者自立支援法第88条、第89条)、その基盤整備を行っているところですが、これに際しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の障害者の実情やサービスに対するニーズを把握しながら、それぞれの地域において必要な障害福祉サービスの種類及び量を事前に見込む、 ・地域移行や就労支援などの課題への対応が遅れている地域については、その地域の実情を勘案しながら、市町村と都道府県が協働して、広域的観点からサービス事業所の整備を行う、 ・障害者自立支援法上の障害福祉サービスのほか、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」などの事業や各都道府県で策定する「工賃倍増5カ年計画」の役割についても計画上位置づけることとし、地域資源を活用するとともに、個々の障害者へのきめ細かな支援ができるよう取組を行う、 <p>など、効率的かつ計画的な方法を採用しています。</p> <p>(有効性)</p> <p>○ 施設に入所等をしてきた障害者の地域生活への移行を進めるには、退所後の単身での生活に不安がある障害者のために、一定の支援を受けながら安心して暮らせる場を確保することが有効です。</p> <p>また、障害者の地域における自立した生活を実現するためには、生活に必要な所得が確保されることが重要ですが、稼働収入(給与や賃金)を得ながら生活することを望んでいる障害者は約75%に及んでおり(※)、就労を通じた自立を支援することが有効であるといえます。</p> <p>(※)平成18年度障害者施策総合調査(内閣府)</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>(1) 予算について 見直しの上増額で検討します。</p> <p>(2) 税制改正要望について 障害者の地域生活を支える日中活動の場及び住まいの場の一層の整備促進を図る観点から、譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充を平成23年度税制改正要望において、要望しています。</p> <p>(3) 機構・定員について 障害者自立支援法に基づく新体系への移行や、障害者の虐待防止等に対応するため、増員の方向で検討します。</p> <p>(4) 指標の見直しについて なし</p>		

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	福祉施設入所者の地域生活への移行者数（単位：人） （平成17年度入所者数約14.6万人のうち、2.1万人以上／平成23年度）（前年度以上／平成20年度・21年度）	—	—	9,344	14,098	19,430
達成率		—%	—%	44.4%	67.1%	92.5%
2	一般就労への年間移行者数（単位：万人） （1.0万人以上／平成23年度）	0.2	—	0.3	0.3	—
達成率		20.0%	—%	30.0%	30.0%	—%
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <p>○ 指標1は、「施設入所者の地域生活への移行に関する状況について」（社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）によるものであるが、平成19年度の数値は、平成17年10月から平成19年10月までに地域生活へ移行した者の数（2,586施設から回答を集計（回収率約92%））であり、平成20年度の数値は、平成19年度の数値と平成19年10月から平成20年10月までに地域生活へ移行した者の数（2,450施設から回答を集計（回収率約91%））を合計した数であり、平成21年度の数値は、平成20年度の数値と平成20年10月から平成21年10月までに地域生活へ移行した者の数（2,596施設から回答を集計（回収率約96%））を合計した数である。（目標達成率は平成23年の目標値である2.1万人を分母として計算している。）</p> <p>○ 指標2は、「障害福祉計画にかかる報告等の提出について」（社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ）による。平成18年度分は調査を実施していない。当該指標については、調査方法等も含め、今後検討することとしている。</p>						

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	成長力底上げ戦略(基本構想)	平成19年2月15日	○「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、『福祉から雇用へ』推進5か年計画の一環として、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進。
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	「障害者の生活支援や就労支援・雇用促進等を進めるとともに、障害者自立支援法について、障害児支援の在り方など制度全般にわたる抜本的な見直しを行う。また、発達障害児・者に対する支援や精神障害者の地域移行を推進する。」

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	国民に信頼される公的年金制度の構築		評価方式	総合・実績・事業	番号	IX-1-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	252,658	211,400	469,632	377,109		
（ 補 正 後 ）	236,160	211,400	469,632			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	236,160	211,400				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	173,186	135,692				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	62,974	75,708				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	（達成すべき目標） 国民に信頼される公的年金制度の構築 （目標の達成度合いの測定方法） 所得把握調査・海外調査の実施状況、制度の改善に向けた企画立案状況、社会保障協定の集結に向けた当局間協議新規開始国数					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	目標の達成に向けた取組は着実に進展しており、引き続きこの取組を進展していく。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	目標の達成に向けた取組は着実に進展しており、引き続きこの取組を進展していく。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	国民に信頼される公的年金制度の構築					番号	IX-1-1		政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働省	公的年金制度運営諸費	公的年金制度の持続可能性確保に必要な経費	469,632	377,109		
	A	2								
	A	3								
	A	4								
	小計							469,632	377,109	
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計							の内数	の内数	
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計							の内数	の内数	
合計							469,632 の内数	377,109 の内数		

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成22年8月

担当部局名:年金局総務課

政策名	国民に信頼される公的年金制度の構築	番号	IX-1-1																																																														
政策の概要	<p>公的年金は、高齢者世帯の所得の7割を占め、6割の高齢者世帯が公的年金の収入だけで生活しているなど、公的年金制度は老後の所得保障の柱となっている。このような年金制度を、少子高齢化の中でも安定したものとするため、国民に信頼される制度を構築する必要がある。</p>																																																																
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 □ (総合的評価) 平成21年度は、新しい年金制度の設計に向けた情報収集のため、文献等により諸外国の制度調査を行った。 無年金・低年金を防止する等の観点から、国民年金保険料の納付可能期間を現行の2年から10年間に延長する等の内容を盛り込んだ「年金確保支援法案」を、第174回通常国会に提出した。 国際化の進展への対応については、人材交流が活発で、経済団体等から社会保障協定締結の要望が強かったルクセンブルク、ブラジル及びフィリピン(※)との間で、協定の締結に向けた当局間協議を平成21年度に開始しており、毎年度1カ国以上の国と新規に当局間協議を開始するという目標を達成した。また、アイルランドとの間で、平成21年度中に協定の署名を行うなどの成果があった。 なお、社会保障協定に係る相手国政府等との協議については、平成21年度には13回行ったところである。 既に締結した社会保障協定による経済効果(在留法人に係る保険料の二重負担軽減総額)は、平成21年3月31日時点で年間957億円と推計している。 以上を踏まえると、施策目標である「国民に信頼される公的年金制度の構築」については、目標を達成に向け進展していると評価できる。</p> <p>※フィリピンについては、協定締結の可能性について検討を行うための「作業部会」を開催した。</p> <p>(必要性) 公的年金は、高齢者世帯の所得の7割を占め、6割の高齢者世帯が公的年金の収入だけで生活しているなど、公的年金制度は老後の所得保障の柱となっている。このような年金制度を、少子高齢化の中でも安定したものとするため、国民に信頼される制度を構築する必要がある。 また、国際的な人的交流の活発化に対応して、社会保障協定の締結により、日本と外国の保険料の二重払い等の問題の解決を図ることが喫緊の課題となっている。経済団体等関係各方面からも、協定の締結による在外日系企業の負担の解消等のため、人的交流の多い各国との間で速やかに協定を締結することが求められている。</p> <p>(効率性) 「年金確保支援法案」の提出は、国民に信頼される公的年金制度の構築という目標の達成に向けて、低年金・無年金となることを防止する観点から、効率的な手段であったと評価できる。 平成21年度においては、3カ国との間で新規に当局間協議を開始し、1カ国との間で社会保障協定の署名を行っており、効率的に施策を実施していると評価できる。また、協定交渉のため海外渡航する際には、一回の渡航で複数国を訪問するよう日程調整を行うなど効率的に進めているところである。</p> <p>(有効性) 「年金確保支援法案」の提出は、国民に信頼される公的年金制度の構築という目標の達成に向けて、低年金・無年金となることを防止する観点から、有効な取組であったと評価できる。 平成21年度において、社会保障協定の発効に至ったものが1カ国、署名を行ったものが1カ国、また、政府間交渉を実施、又は、当局間協議を実施したものが5カ国となるなど一定の成果をあげており、日本と外国の保険料の二重払い等の問題を解消することにより、相手国との間の人的交流や経済交流を一層推進することは、国際化の進展への対応として有効な手段であった。 既に締結した社会保障協定による経済効果(在留法人に係る保険料の二重負担軽減総額)は、平成21年3月31日時点で年間957億円と推計している。</p> <p>(反映の方向性) 平成21年度においても、目標の達成に向けた取組は着実に進展しており、引き続きこの取組を推進していく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="674 1843 1507 2546"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>所得把握調査・海外調査の実施状況</td> <td>進捗状況</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>文献等による諸外国の制度調査</td> <td>所得把握調査・海外調査を実施、調査内容を整理・分析(平成22年度)</td> <td>新しい年金制度の制度設計を着実に進める</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>制度の改善に向けた企画立案状況</td> <td>進捗状況</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>年金確保支援法案の提出</td> <td>必要な制度改正(平成22年度)</td> <td>現行の公的年金制度の改善</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>社会保障協定の締結に向けた当局間協議新規開始国数</td> <td>国</td> <td>1カ国以上/毎年度</td> <td>3カ国</td> <td>1カ国</td> <td>3カ国</td> <td>1カ国以上/毎年度</td> <td></td> <td>国際化の進展への対応を図ること</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>社会保障協定に係る相手国政府等との協議の実施回数</td> <td>国</td> <td></td> <td>12カ国</td> <td>17カ国</td> <td>13カ国</td> <td></td> <td></td> <td>国際化の進展への対応を図ること</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>社会保障協定による経済効果</td> <td>億円</td> <td></td> <td>919億</td> <td>955億</td> <td>957億</td> <td></td> <td></td> <td>国際化の進展への対応を図ること</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	1	所得把握調査・海外調査の実施状況	進捗状況	-	-	-	-	文献等による諸外国の制度調査	所得把握調査・海外調査を実施、調査内容を整理・分析(平成22年度)	新しい年金制度の制度設計を着実に進める	2	制度の改善に向けた企画立案状況	進捗状況	-	-	-	-	年金確保支援法案の提出	必要な制度改正(平成22年度)	現行の公的年金制度の改善	3	社会保障協定の締結に向けた当局間協議新規開始国数	国	1カ国以上/毎年度	3カ国	1カ国	3カ国	1カ国以上/毎年度		国際化の進展への対応を図ること	4	社会保障協定に係る相手国政府等との協議の実施回数	国		12カ国	17カ国	13カ国			国際化の進展への対応を図ること	5	社会保障協定による経済効果	億円		919億	955億	957億			国際化の進展への対応を図ること
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																																			
				19年度	20年度	21年度																																																											
1	所得把握調査・海外調査の実施状況	進捗状況	-	-	-	-	文献等による諸外国の制度調査	所得把握調査・海外調査を実施、調査内容を整理・分析(平成22年度)	新しい年金制度の制度設計を着実に進める																																																								
2	制度の改善に向けた企画立案状況	進捗状況	-	-	-	-	年金確保支援法案の提出	必要な制度改正(平成22年度)	現行の公的年金制度の改善																																																								
3	社会保障協定の締結に向けた当局間協議新規開始国数	国	1カ国以上/毎年度	3カ国	1カ国	3カ国	1カ国以上/毎年度		国際化の進展への対応を図ること																																																								
4	社会保障協定に係る相手国政府等との協議の実施回数	国		12カ国	17カ国	13カ国			国際化の進展への対応を図ること																																																								
5	社会保障協定による経済効果	億円		919億	955億	957億			国際化の進展への対応を図ること																																																								
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																																														

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	公的年金制度の信頼を確保するため、適正な事業運営を図ること。	評価方式	総合・実績・事業	番号	IX-1-2
歳出予算額（千円）		20年度	21年度	22年度	23年度要求額
（ 当 初 ）	（一般会計分）	7,425,781,957	9,859,269,465	10,125,705,496	10,445,817,986
	（年金特別会計分）	62,808,050,238	65,148,688,179	67,295,082,822	68,353,999,686
（ 補 正 後 ）	（一般会計分）	7,294,377,882	9,858,844,358	10,125,705,496	
	（年金特別会計分）	62,807,831,356	65,148,305,031	66,873,234,715	
前年度繰越額（千円）	（一般会計分）	0	0		
	（年金特別会計分）	0	0		
予備費使用額（千円）	（一般会計分）	0	0		
	（年金特別会計分）	0	0		
流用等増△減額（千円）	（一般会計分）	0	0		
	（年金特別会計分）	-3,551,044	-47,135		
歳出予算現額（千円）	（一般会計分）	7,294,377,882 <0>	9,858,844,358 <0>		
	（年金特別会計分）	62,804,280,312 <0>	65,148,257,896 <0>		
支出済歳出額（千円）	（一般会計分）	7,293,915,232	9,857,568,969		
	（年金特別会計分）	61,155,380,468	64,291,346,846		
翌年度繰越額（千円）	（一般会計分）	0	0		
	（年金特別会計分）	0	0		
不用額（千円）	（一般会計分）	462,650 <0>	1,275,389 <0>		
	（年金特別会計分）	1,648,899,844 <0>	856,911,050 <0>		
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法					
政策評価結果を受けて 改善すべき点					
評価結果の予算要求等 への反映状況					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		公的年金制度の信頼を確保するため、適正な事業運営を図ること。				番号	IX-1-2		(千円)
		予 算 科 目						政策評価結果等 による見直し額	
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	年金特別会計	基礎年金勘定	基礎年金給付費	基礎年金給付に必要な経費	17,803,929,823	18,488,882,560	
	A	2	年金特別会計	国民年金勘定	国民年金給付費	国民年金給付に必要な経費	1,486,412,006	1,325,728,858	
	A	3	年金特別会計	厚生年金勘定	保険給付費	保険給付に必要な経費	24,727,349,092	24,836,227,273	
	A	4	年金特別会計	厚生年金勘定	保険給付費	厚生年金基金等給付費等負担金に必要な経費	109,454,794	107,185,925	
	A	5	年金特別会計	福祉年金勘定	福祉年金給付費	福祉年金給付に必要な経費	3,036,490	2,158,571	
	A	6	年金特別会計	業務勘定	業務取扱費	公的年金制度の適正な運営に必要な経費	12,095,652	12,724,421	
	A	7	年金特別会計	業務勘定	業務取扱費	年金記録問題対策の実施に必要な経費	10,978,116	11,037,872	
	A	8	年金特別会計	業務勘定	社会保険オンラインシステム費	社会保険オンラインシステムの運用等に必要な経費	46,664,472	58,491,983	
	A	9	年金特別会計	業務勘定	社会保険オンラインシステム費	社会保険オンラインシステムの見直しに必要な経費	46,270,839	12,296,036	
	小計						44,246,191,284 の内数	44,854,733,499 の内数	0
対応表において◆ となっているもの	B	1	年金特別会計	基礎年金勘定	基礎年金相当給付他勘定へ繰入及交付金	基礎年金相当給付費の財源の他勘定へ繰入れ及び交付に必要な経費	3,566,869,865	3,621,731,230	
	B	2	年金特別会計	国民年金勘定	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	基礎年金給付費等の財源の基礎年金勘定へ繰入れに必要な経費	2,983,621,108	3,381,717,464	
	B	3	年金特別会計	国民年金勘定	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	年金相談事業費等の財源の業務勘定へ繰入れに必要な経費	102,930,569	96,832,334	
	B	4	年金特別会計	厚生年金勘定	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	基礎年金給付費等の財源の基礎年金勘定へ繰入れに必要な経費	15,988,026,477	15,938,261,885	
	B	5	年金特別会計	厚生年金勘定	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	年金相談事業費等の財源の業務勘定へ繰入れに必要な経費	101,604,491	100,801,598	
	B	6	年金特別会計	業務勘定	日本年金機構運営費	日本年金機構運営費交付金に必要な経費	305,839,028	359,921,676	
	B	7	一般会計	厚生労働本省	基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	基礎年金拠出金等の財源の年金特別会計へ繰入れに必要な経費	10,122,388,548	10,443,368,252	
	B	8	一般会計	厚生労働本省	基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	福祉年金給付費等の財源の年金特別会計へ繰入れに必要な経費	3,316,948	2,449,734	
小計						33,174,597,034 の内数	33,945,084,173 の内数	0	
合計					(一般会計分)	10,125,705,496 <0> の内数	10,445,817,986 <0> の内数	0	
					(年金特別会計分)	67,295,082,822 <0> の内数	68,353,999,686 <0> の内数	0	

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	企業年金等の健全な育成を図ること		評価方式	総合・実績・事業	番号	IX-1-3
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	27,192	30,874	24,942	22,763		
（ 補 正 後 ）	27,192	30,874	24,942			
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	27,192 <0>	30,874 <0>				
支出済歳出額（千円）	19,564	14,157				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	7,628 <0>	16,717 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	個別票③を参照。					
政策評価結果を受けて改善すべき点	今度とも、日頃から関係者と意見交換を行い、経済情勢や制度の運営状況に応じた制度改善のニーズを把握し、必要な制度改善に努めていく。					
評価結果の予算要求等への反映状況	定員については、企業年金等の企画・審査業務の充実・改善を図るため必要な人員の確保について検討する。平成23年度の予算要求については、効率的執行に努めることにより、前年度より縮減する。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	企業年金等の健全な育成を図ること						番号	IX-1-3			政策評価結果等による見直し額
	予 算 科 目								22年度 当初予算額	23年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項						
対応表において●となっているもの	A	1	一般	厚生労働省	企業年金等健全育成費	企業年金等の健全な育成に必要な経費	24,942	22,763			
	A	2									
	A	3									
	A	4									
	小計							24,942	22,763		
対応表において◆となっているもの	B	1									
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計							の内数	の内数		
対応表において○となっているもの	C	1					<	>	<	>	
	C	2					<	>	<	>	
	C	3					<	>	<	>	
	C	4					<	>	<	>	
	小計							の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの	D	1					<	>	<	>	
	D	2					<	>	<	>	
	D	3					<	>	<	>	
	D	4					<	>	<	>	
	小計							の内数	の内数		
合計							24,942	22,763			
							の内数	の内数			

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 22 年 9月

担当部局名：年金局企業年金国民年金基金課

政策名	企業年金等の健全な育成を図ること	番号	IX-1-3																												
政策の概要	企業年金等の制度改善を行うことにより、企業年金等の健全な育成を図り、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実する。																														
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】□</p> <p>(総合的評価) 企業年金等は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期における所得確保を図るための制度である。各種の制度改善により、政策目標の測定指標である「企業年金等の加入者数」が着実に増加しており、国民の高齢期における所得確保を図る取組みとして有効に運営されていると評価できる。 平成21年度の主な取組みは、以下の通り。 ①確定拠出年金制度について、掛金の拠出限度額を引き上げた。 ②平成24年3月末で廃止される適格退職年金から企業年金への円滑な移行を図るため、「適格退職年金の企業年金への移行支援本部」を立ち上げ、早期移行の必要性・移行の選択肢等を周知するとともに、移行先である企業年金における規約変更手続きの簡素化の実施。 ③厳しい経済情勢にある企業年金の財政運営の弾力化措置として、積立不足が生じている場合に、法令に基づき引き上げることとされている掛金について、財政が長期的に安定するための構造改革等を盛り込んだ長期運営計画を策定すること等を条件に、当該掛金の引上げを最長2年間猶予すること等を可能とし、母体企業の経営に配慮した措置の実施。 ④確定拠出年金における加入資格年齢の引上げ、従業員拠出（マッチング拠出）を可能とする等の制度改善を盛り込んだ「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（年金確保支援法案）」（継続審議中）を第174回国会に提出。</p> <p>(必要性) 少子高齢化が進展する状況においては、国民の自主的な努力を国として支援することも非常に重要であり、国民の老後の所得保障の多様なニーズに応える企業年金等の役割は、今後益々増していくものと考えており、その改善を進め、制度の健全な育成を図っていく必要がある。</p> <p>(効率性) 国費の負担増を伴う方法によるのではなく、企業年金等の制度改善を行うことで、事業主や従業員にとって魅力的な制度を用意し、実施・加入してもらい事業主や従業員の老後の所得確保に向けた自主的な努力を促すことにより、国民の老後の所得保障の充実を図るという目的を果たしていることから、効率的であると考えられる。</p> <p>(有効性) 企業年金の加入者は全体として徐々に、しかし着実に増えており、企業年金に加入することによって、企業又は従業員の自主的な努力により、老後の所得確保が図られている者が増加しているといえることから、有効であると考えられる。</p> <p>(反映の方向性) 政策目標の達成に向けて進展しており、引き続き関係者からの意見を聴取しつつ、更なる制度改善に努めていく。定員については、企業年金等の企画・審査業務の充実・改善を図るため必要な人員の確保について検討する。平成23年度の予算要求については、効率的執行に努めることにより、前年度より縮減する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="604 1843 1673 2095"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (22年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企業年金等の健全な育成を図ること</td> <td>企業年金等の加入者数</td> <td>万人</td> <td>-</td> <td>1,329</td> <td>1,419</td> <td>1,517</td> <td>1,656</td> <td rowspan="2">企業年金等(厚生年金基金、確定給付企業年金、確定給付企業年金、国民年金基金)について、過去の実績値から推計式を算定した上で、将来分を推計</td> </tr> <tr> <td>制度の改善に係る企画立案状況</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値	実績値			目標値 (22年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	企業年金等の健全な育成を図ること	企業年金等の加入者数	万人	-	1,329	1,419	1,517	1,656	企業年金等(厚生年金基金、確定給付企業年金、確定給付企業年金、国民年金基金)について、過去の実績値から推計式を算定した上で、将来分を推計	制度の改善に係る企画立案状況	-	-	-	-	-	-
達成目標	指標名	単位	基準値					実績値					目標値 (22年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																	
				19年度	20年度	21年度																									
企業年金等の健全な育成を図ること	企業年金等の加入者数	万人	-	1,329	1,419	1,517	1,656	企業年金等(厚生年金基金、確定給付企業年金、確定給付企業年金、国民年金基金)について、過去の実績値から推計式を算定した上で、将来分を推計																							
	制度の改善に係る企画立案状況	-	-	-	-	-	-																								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)																															

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	企業年金等の適正な運営を図ること		評価方式	総合・実績・事業	番号	IX-1-4
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	2,459,937	2,579,054	1,505,821	1,444,421		
（ 補 正 後 ）	2,459,937	2,579,054	1,505,821			
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	2,459,937 <0>	2,579,054 <0>				
支出済歳出額（千円）	2,440,935	2,550,729				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	19,002 <0>	28,325 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票④を参照。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	現在の取組みについては、未請求者の解消に資するよう引き続き実施していくとともに、今後、厚生年金基金の加入履歴のある方に対する注意喚起など日本年金機構との連携を更に推進していく。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	平成23年度の予算要求については、事業仕分けの結果を踏まえ、企業年金連合会・国民年金基金連合会に対する事務費補助金を縮減すること等により、前年度より縮減する。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		企業年金等の適正な運営を図ること				番号	Ⅸ-1-4		(千円)
		予 算 科 目						政策評価結果等 による見直し額	
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働省	企業年金等適正運営費	企業年金等の適正な運営に必要な経費	1,505,821	1,444,421	
	A	2							
	A	3							
	A	4							
	小計						1,505,821	1,444,421	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計						の内数	の内数	
対応表に おいて○ となっているもの	C	1				< >	< >		
	C	2				< >	< >		
	C	3				< >	< >		
	C	4				< >	< >		
	小計						の内数	の内数	
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1				< >	< >		
	D	2				< >	< >		
	D	3				< >	< >		
	D	4				< >	< >		
	小計						の内数	の内数	
合計						1,505,821 の内数	1,444,421 の内数		

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 22 年 9月

担当部局名：年金局企業年金国民年金基金課

政策名	企業年金等の適正な運営を図ること	番号	IX-1-4																					
政策の概要	企業年金等の適正な運営を図ることで、確実な年金給付を行い、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実する。																							
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】□</p> <p>(総合的評価)</p> <p>企業年金等は国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期における所得確保を図るための制度であり、給付が確実かつ適切に行われることが非常に重要である。しかしながら、支給開始年齢前に厚生年金基金等を脱退した方が、転居により住所を把握できなくなり、年金裁定請求書を送付することができない等の理由により、年金の受給要件を満たしているにもかかわらず給付の申請を行っていない方（未請求者）が多数存在している状況にある。各種の取組みにより政策目標の測定指標である「受給権者に占める未請求者の割合」は減少しており、確実な年金給付に向けた未請求者対策は有効に実施されていると評価できる。</p> <p>各企業年金等で未請求者の解消に向けた様々な取組を行っているが、厚生労働省における、平成21年度の主な取組みは、以下の通りである。</p> <p>①日本年金機構が管理する住所情報の活用による裁定請求書の送付（平成20年度～） ※平成22年1月より、日本年金機構から住所情報が提供される頻度を、年2回から毎月に変更。 ※当該情報提供を活用し、平成20年度、21年度の2年間で約71万人の住所が判明。</p> <p>②厚生年金基金については、現状把握に努めるため、未請求者及び住所不明者等の実態調査を実施し、毎年公表。（平成19年度～）</p> <p>③企業年金連合会・厚生年金基金における取組みを支援する観点から、企業年金が住民基本台帳ネットワークから住所情報の提供を受けることを可能とする等の制度改善を盛り込んだ「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（年金確保支援法案）」（継続審議中）を第174回国会に提出。</p> <p>(必要性)</p> <p>各企業年金等において、未請求者の解消に向けた様々な取組を行っているが、厚生労働省としても、企業年金等において、確実に年金給付が行われ、適正な運営が行われるよう、引き続き環境整備、必要な指導を行っていく必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>国が費用を負担し、直接的に老後所得保障を行うのではなく、未請求者対策など企業年金等における適正な運営・確実な給付に向けた取組を支援することにより、国民の老後の所得保障の充実を図るという目的を果たしていることから、効率的であると考え。</p> <p>(有効性)</p> <p>受給権者に占める未請求者の割合については、減少しており、老後の所得確保を図るため、企業年金等に加入した方々について、より確実に年金給付が行われているといえることから、有効であると考え。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>政策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組みについては、未請求者の解消に資するよう引き続き実施していくとともに、今後、厚生年金基金の加入履歴のある方に対する注意喚起など日本年金機構との連携を更に推進していく。平成23年度の予算要求については、事業仕分けの結果を踏まえ、企業年金連合会・国民年金基金連合会に対する事務費補助金を縮減すること等により、前年度より縮減する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="604 1849 1671 2071"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業年金等の適正な運営を図ること</td> <td>受給権者に占める未請求者の割合</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>21.9</td> <td>19.4</td> <td>-</td> <td>前年度以下の割合</td> <td>年金の受給権があるにもかかわらず、制度の周知不足等の事情により、受給権者本人が、権利を有していることに気づいていないため、裁定請求を行っていないものを減</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	企業年金等の適正な運営を図ること	受給権者に占める未請求者の割合	%	-	21.9	19.4	-	前年度以下の割合	年金の受給権があるにもかかわらず、制度の周知不足等の事情により、受給権者本人が、権利を有していることに気づいていないため、裁定請求を行っていないものを減
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
				19年度	20年度	21年度																		
企業年金等の適正な運営を図ること	受給権者に占める未請求者の割合	%	-	21.9	19.4	-	前年度以下の割合	年金の受給権があるにもかかわらず、制度の周知不足等の事情により、受給権者本人が、権利を有していることに気づいていないため、裁定請求を行っていないものを減																
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																					

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいくくり及び社会参加を推進すること		評価方式	総合・実績・事業	番号	Ⅸ-3-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度		22年度		23年度要求額
（当初）	<74,537,955>	<74,308,316>		<75,792,560>		<71,768,928>
（補正後）	<69,493,771>	<70,183,316>				
前年度繰越額（千円）	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	<69,493,771>	<70,183,316>				
支出済歳出額（千円）	<64,754,462>	<65,871,818>				
翌年度繰越額（千円）	<0>	<0>				
不用額（千円）	<4,739,309>	<4,311,498>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	二次予防事業参加者の状態の改善率（前年度以上／毎年度）					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、地域支援事業を着実に実施するなど、介護予防対策を引き続き推進することとした。</p> <p>（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防実態調査分析支援事業 （平成23年度予算概算要求額：250百万円〔平成22年度予算額342百万円〕） ・地域支援事業 （平成23年度予算概算要求額：66,280百万円〔平成22年度予算額69,792百万円〕） ・介護予防市町村支援事業 （平成23年度予算概算要求額：84百万円〔平成22年度予算額120百万円〕） ・高齢者地域福祉推進事業 （平成23年度予算概算要求額：2,760百万円〔平成22年度予算額2,760百万円〕） 					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること					番号	IX-3-1			政策評価結果等による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項			22年度当初予算額	23年度要求額	
対応表において●となっているもの	A	1								
	A	2								
	A	3								
	A	4								
	小計							の内数	の内数	
対応表において◆となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計							の内数	の内数	
対応表において○となっているもの	C	1	一般	厚生労働本省	高齢者日常生活等推進費	高齢者の介護予防・健康づくり等に必要な経費	< 75,792,560 >	< 71,768,928 >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
	小計							<75,792,560> の内数	<71,768,928> の内数	
対応表において◇となっているもの	D	1					< >	< >		
	D	2					< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
	小計							の内数	の内数	
合計							<75,792,560> の内数	<71,768,928> の内数		

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年7月

担当部局名：老健局老人保健課

<p>政策名</p>	<p>高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること</p>	<p>番号</p>	<p>IX-3-1</p>															
<p>政策の概要</p>	<p>高齢者が尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、介護予防が円滑に展開されるよう支援体制や評価体制を整備する。</p>																	
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価） 介護予防事業の実施や新予防給付等の取組を通じて、高齢者の介護予防・健康づくりの推進等を図ることができたものと評価できる。したがって、今後とも、これまで行ってきた取組を継続していくことが必要である。</p> <p>（必要性） 介護予防事業において、要介護状態等となる前の段階からの予防の取組を推進することによって、高齢者のQOL(Quality of Life:生活の質)の向上、認知症やうつなど特に支援が必要な者への対応、介護に要する費用の適正化が図られる。こうした取組を引き続き社会全体の取組として進めていくことが必要である。</p> <p>（効率性） 平成20年度は、二次予防事業に参加した者のうち状態が改善した者は42.4%となっており、一定の効果が得られたものと考えられる。</p> <p>（有効性） 平成20年度における二次予防事業参加者は128,253人で、そのうち54,430人の状態が改善している。また、一次予防事業に参加した者の延べ人数は9,276,507人であり、介護予防に対する理解が促進され、介護予防に関する普及啓発が実施されているものと考えられる。 このように、介護予防事業の実施等により、介護予防・健康づくり等が推進されており、施策目標達成のための有効な取組を行うことができたものと評価できる。</p> <p>（反映の方向性） 評価結果を踏まえ、引き続き施策目標達成のための取組を継続していくこととしている。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="564 1682 1411 1994"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二次予防事業参加者の状態の改善率</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>42.4</td> <td>集計中</td> <td>前年度以上/毎年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>【調査名・資料出所】 介護予防事業報告（老健局調べ） 平成21年度の数値は集計中（平成22年度9月頃公表予定）</p>			指標名	単位	実績値			達成目標・指標の設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	二次予防事業参加者の状態の改善率	%	-	42.4	集計中	前年度以上/毎年度
指標名	単位	実績値				達成目標・指標の設定根拠・考え方												
		19年度	20年度	21年度														
二次予防事業参加者の状態の改善率	%	-	42.4	集計中	前年度以上/毎年度													
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>年月日</p> <p>平成19年1月26日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p> <p>「医療や介護については、施策の重点を予防に移し」</p>															

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること		評価方式	総合・実績・事業	番号	IX-3-2
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	1,886,620,014 <74,537,955>	49,425,056 <74,308,316>	36,307,392 <75,792,560>	50,591,729 <71,768,928>		
（ 補 正 後 ）	2,001,724,327 <69,493,771>	771,993,784 <70,183,316>				
前年度繰越額（千円）	6,205,909 <0>	5,546,379 <0>				
予備費使用額（千円）	0 <0>	0 <0>				
流用等増△減額（千円）	0 <0>	-72,180 <0>				
歳出予算現額（千円）	2,007,930,236 <69,493,771>	777,467,983 <70,183,316>				
支出済歳出額（千円）	1,976,350,029 <64,754,462>	752,198,104 <65,871,818>				
翌年度繰越額（千円）	5,546,379 <0>	11,398,447 <0>				
不用額（千円）	26,033,828 <4,739,309>	13,871,432 <4,311,498>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法						
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ることが出来ているので、事業を継続することとした。</p> <p>（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費等費用適正化事業 （平成23年度予算概算要求額：66,280百万円の内数〔平成22年度予算額百万69,792円の内数〕） ・要介護認定適正化事業 （平成23年度予算概算要求額：143百万円〔平成22年度予算額180百万円〕） ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 （平成23年度予算概算要求額：17,000百万円〔平成22年度予算額26,300百万円〕） ・地域介護・福祉空間整備推進交付金 （平成23年度予算概算要求額：1,500百万円〔平成22年度予算額2,000百万円〕） ・介護サービス情報の公表制度支援事業 （平成23年度予算概算要求額：124百万円〔平成22年度予算額336百万円〕） ・介護支援専門員等に対する研修事業 （平成23年度予算概算要求額：174百万円〔平成22年度予算額175百万円〕） ・認知症対策等総合支援事業 （平成23年度予算概算要求額：2,000百万円〔平成22年度予算額2,690百万円〕） ・福祉用具臨床的評価実施等事業 （平成23年度予算概算要求額：25百万円〔平成22年度予算額25百万円〕） 					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること						番号	IX-3-2			政策評価結果等による見直し額
	予 算 科 目								22年度 当初予算額	23年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項						
対応表において●となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	高齢者日常生活等推進費	高齢者の介護予防・健康づくり等に必要な経費	< 75,792,560 >	< 71,768,928 >			
	A	2	一般	厚生労働本省	介護保険制度運営推進費	介護保険制度の適切な運営等に必要な経費	36,307,392	50,591,729			
	A	3									
	A	4									
	小計							36,307,392	50,591,729		
							<75,792,560> の内数	<71,768,928> の内数			
対応表において◆となっているもの	B	1									
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計										
							の内数	の内数			
対応表において○となっているもの	C	1					< >	< >			
	C	2					< >	< >			
	C	3					< >	< >			
	C	4					< >	< >			
	小計										
							の内数	の内数			
対応表において◇となっているもの	D	1					< >	< >			
	D	2					< >	< >			
	D	3					< >	< >			
	D	4					< >	< >			
	小計										
							の内数	の内数			
合計							36,307,392	50,591,729			
							<75,792,560> の内数	<71,768,928> の内数			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること			番号	IX-3-2				
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容	
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)+(C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)		うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)
合計									

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成22年7月

担当部局名:老健局介護保険計画課

<p>政策名</p>	<p>介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p>	<p>番号</p>	<p>IX-3-2</p>																														
<p>政策の概要</p>	<p>高齢者、特に認知症や一人暮らしの高齢者が急増していく中で、高齢者が介護を必要とする状態となっても、尊厳を持って、その有する能力に応じて自立した生活を住み慣れた地域において継続できるよう、介護給付の適正化、要介護認定の適正化等を通じて介護保険制度の適切な運営を図りつつ、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図る。</p>																																
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 各種事業の実施等の取組を通じて、介護給付の適正化、要介護認定の適正化等を通じた介護保険制度の適切な運営、質・量両面にわたる介護サービス基盤の整備を図ることができたものと評価できる。したがって、今後とも、これまで行ってきた取組を実施していくことが必要である。</p> <p>(必要性) 介護保険制度については、平成12年4月の施行から11年目をむかえ、要介護認定者数、サービス事業者数が増加するなど、国民の間に広く普及してきたところであるが、その一方で、我が国全体の介護費用が3.6兆円(平成12年度実績)から7.9兆円(平成22年度予算)に増加するなど、制度の持続可能性を確保していくことが課題になっている。また、今後とも、国民の保健医療の向上及び福祉の増進のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要である。このため、介護給付の適正化や要介護認定の適正化などを通じて、介護保険制度の適切な運営を図っていくことが必要である。 他方、今後、高齢化が急速に進み、要介護者・要支援者も現在以上に増加することが見込まれていることから、これらの要介護者等に対して良質な介護サービスを提供していくための基盤整備を進めていくことも重要である。 さらに、今後増加が見込まれている認知症高齢者対策についても、重点的に対応していく必要がある。</p> <p>(効率性) 平成20年度においては、要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域格差が前年度に比べて減少する等の効果が生じている。これは、平成19年度より要介護認定適正化事業に取り組み、各地域の介護認定審査会に対して情報提供及び技術的助言を行い、審査判定等の適正化を支援してきたことにより、介護保険制度の適切な運営を図るための効率的な取組を行えたものと考えられる。 また、介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者の割合が増加する、介護サービス情報の公表事業所数が増加する等の効果が生じている。こうしたことから、地域密着型サービスの普及により、要介護者等が可能な限り地域で生活し続けられるようなサービス提供が促進されるとともに、サービス利用者の選択に基づくサービスの質の向上等が図られると考えられるところであり、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図るための効率的な取組を行えたものと考えられる。 したがって、施策目標達成のための効率的な取組を行うことができたものと評価できる。</p> <p>(有効性) 要介護認定適正化事業を開始した平成19年度の軽重度変更率の地域格差が20.4%であったのに対し、翌年度の平成20年度には19.2%と、前年度より1.2ポイント小さくなっており、各自治体における要介護認定の状況に係る地域格差が是正されていることから、介護保険制度の適切な運営につながる取組を行えたものと考えられる。 また、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等、介護サービス情報の公表制度支援事業等の実施を通じて、介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者の割合が増加する、介護サービス情報の公表事業所数が増加する等の効果が生じており、質・量両面にわたる介護サービス基盤の整備を図るための取組を行えたものと考えられる。 したがって、施策目標達成のための有効な取組を行うことができたものと評価できる。</p> <p>(反映の方向性) 評価結果を踏まえ、引き続き施策目標達成のための取組を継続していくこととしている。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="630 2018 1575 2507"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率 (単位:ポイント) (前年度に比べ、地域格差を縮小/毎年度)</td> <td>-</td> <td>189 【-%】</td> <td>204 【-1.5p】</td> <td>19.2 【1.2p】</td> <td>集計中 【-p】</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>介護施設・地域介護拠点の利用者数 (前年度以上/毎年度)</td> <td>-</td> <td>898千人 【-%】</td> <td>945千人 【105.2%】</td> <td>989千人 【104.7%】</td> <td>1,026千人 【103.7%】</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>介護サービス情報の公表事業所数 (単位:事業所数) (前年度以上/毎年度)</td> <td>-</td> <td>93,530 【-%】</td> <td>112,171 【119.9%】</td> <td>215,717 【192.3%】</td> <td>243,458 【112.9%】</td> </tr> </tbody> </table>					施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H17	H18	H19	H20	H21	1	要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率 (単位:ポイント) (前年度に比べ、地域格差を縮小/毎年度)	-	189 【-%】	204 【-1.5p】	19.2 【1.2p】	集計中 【-p】	2	介護施設・地域介護拠点の利用者数 (前年度以上/毎年度)	-	898千人 【-%】	945千人 【105.2%】	989千人 【104.7%】	1,026千人 【103.7%】	3	介護サービス情報の公表事業所数 (単位:事業所数) (前年度以上/毎年度)	-	93,530 【-%】	112,171 【119.9%】	215,717 【192.3%】	243,458 【112.9%】
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H17	H18	H19	H20	H21																											
1	要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率 (単位:ポイント) (前年度に比べ、地域格差を縮小/毎年度)	-	189 【-%】	204 【-1.5p】	19.2 【1.2p】	集計中 【-p】																											
2	介護施設・地域介護拠点の利用者数 (前年度以上/毎年度)	-	898千人 【-%】	945千人 【105.2%】	989千人 【104.7%】	1,026千人 【103.7%】																											
3	介護サービス情報の公表事業所数 (単位:事業所数) (前年度以上/毎年度)	-	93,530 【-%】	112,171 【119.9%】	215,717 【192.3%】	243,458 【112.9%】																											
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																														